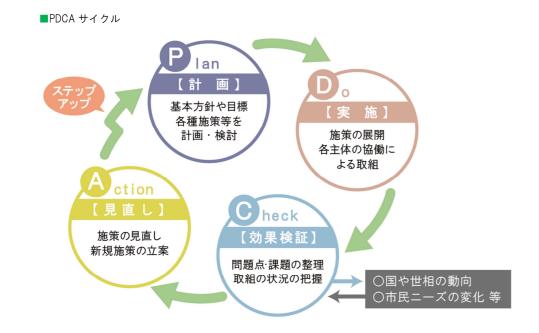
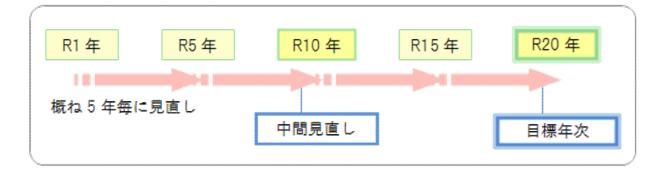
緑の基本計画に関する計画の進行管理 本計画の推進にあたっては、PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (効果検証)、ACTION (見直し)の PDCA サイクルに基づき行います。

具体的には PLAN で緑の基本計画の基本方針や目標、各種施策等を計画・検討し、DO で施策の展開、各主体の協働による取組を行い、CHECK で問題点・課題の整理、取組の状況を把握し、ACTION で施策の見直しや新規施策の立案をし、適切な計画の進行管理に努めます。

なお、PDCA サイクルの「DO(実施)」にあたる施策を展開していくために、各取組の具体的な事業内容と工程、優先順位等を明確にした上で、実行していきます。





取手市緑の基本計画(概要版)令和元年9月 編集・発行 取手市 建設部 水とみどりの課 〒302-8585 取手市寺田5139番地 TEL 0297-74-2141(代) FAX 0297-72-2682

取手市 緑の 基本計画

概要版









取手市

8

計画策定の目的 都市における緑は、景観・環境・防災・体験・にぎわい等、様々な役割を果たしています。緑を取り巻く環境は、人口減少を背景に利用されなくなった空き地が増加する一方で、開発により緑が失われるなど、近年大きく変化しています。さらには近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する市民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要となっています。そこで地域の実情を十分に勘案し、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、産学官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開する

ことを目的として「取手市緑の基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ 本計画は、「第六次取 手市総合計画」及び、「取手市都市計画マスター プラン」やその他関連計画との整合を図りなが ら、計画を策定しました。

計画期間 本計画の計画期間は、都市計画が概ね 20 年先の将来を見据えて計画されることを鑑み、長期的な将来を見据えて、目標年次を令和 20 年とします。ただし、社会情勢の変化等によって、内容の修正が必要となった場合においては、本計画も随時見直していきます。

対象とする「緑地」と「みどり」

「緑の基本計画」では、街路樹等の植栽帯や学校・事業所等の植栽地、さらには個人庭園の草花等、市内の「みどり」を広く対象とします。また、これらの「みどり」が分布する土地として、樹林地、農地、草地、河川・湖沼、水辺地やこれらを有する都市公園、さらには法によって自然環境が保全される空間も含めた、「緑地」を広く対象とし、体系的に「緑地」や「みどり」を整理しています。

このように、本計画において対象とする緑は、 「緑地」および「みどり」を広く対象としてい ます。

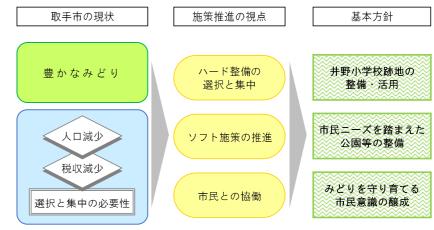






計画の推進 取手市は、市内の緑の面積が50%を占めており、高い水準で自然豊かな環境であると言えます。今後、少子化の進行による人口減少により、利用されない農地や空地が増加することが懸念され、また市の財政にも限りがあることから、どのように緑を維持していくのかが大きな課題となっています。また、緑があっても荒れた環境では市民が親しめる緑とは言えません。そこで本計画の主旨である、緑の量は現状を維持しつつ、市民が親しみやすい緑環境の、質の向上を目指すことを目的とした優先的施策を設定しました。

■優先的施策の考え方



優先的施策 優先的施策のうち新たに整備する箇所としては、井野小学校跡地を公園として整備する計画です(施策 21、38)。さらに、市民ニーズを踏まえた公園施設等の整備を進めます(施策 34)。また、既に整備された緑については、市民等と協働で公園整備等の緑の保全活動、緑化活動を推進していきます(施策 30、42、47、51、19)。

井野小学校跡地の整備・活用

[施策 21]【新規】井野小学校跡地の整備

・地域住民の方々の意見を反映しつつ、園児や児童とその保護者のニーズに合わせた遊具や休憩施設、多様な世代が 日常的に利用し健康づくりができる健康遊具等の設置を進めます。

「施策 38] 【継続】井野小学校跡地の避難場所等への活用

・避難場所として緊急時に集合した人の安全が確保されるスペースを維持するとともに、平常時から地域ぐるみの防災活動や地域への情報伝達の拠点として位置付け、防災意識の向上に努めます。

市民ニーズを踏まえた公園施設等の整備

「施策34]【継続】ニーズを踏まえた公園整備

・対策優先順位の高い公園の遊具、休憩施設等の改修・更新を行うに当たり、最も身近な利用者である地元自治会等 と調整を図り、ニーズを把握した上で、より利用実態に即した対応を行います。

みどりを守り育てる市民意識の醸成

[施策 30]【継続】市民参加によるみどりの整備の推進・支援

・里親制度の活用を推進するため、活動の成果を広く周知し、市民や自治会町内会、NPO法人、市民活動団体の意見を聞き、効果的な支援のあり方を検討し、公園等の整備や管理、花壇整備等の活動の活性化を図ります。

[施策 42] 【継続】地元との協働・連携による潤いのある都市空間の形成

・行政、市民、自治会町内会、NPO法人、市民活動団体、事業者等、多様な主体が参加する環境保全活動や清掃活動、美化活動等を支援します。

[施策 47]【新規】未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくり

・地域住民の要望や意見を踏まえ、気軽に集うことのできるスペースとしての活用や、街並みの美化に資する花壇の設置等により、景観上の改善のみならず身近なコミュニティ活動の場として有効に利用できるよう、方策についての情報提供や、仕組みづくりを進めます。

[施策 51]【新規】緑の保全活動の担い手づくり

・各団体の活動内容を市ホームページや広報誌でPRし、多くの市民の方に緑の大切さを理解してもらったり、緑化活動に関心を持ってもらえるよう努め、緑の保全活動への参加を促進し、新たな担い手づくりを支援します。

「施策 19] 【継続】緑と水辺の拠点の利用のしやすさの向上

・各施設の特色を活かし市内外からの来訪者に対し目的別や季節ごとに情報発信を行うとともに、案内の充実、公園 や施設間の連携による回遊性の向上等に取り組み年間を通して親しまれる一体的な拠点として活性化を図ります。

「みどり」の目標水準

取手市は、市内の緑の面積が50%を占めており、自然豊かな環境となっていますが、今後、人口減少やそれによる税収減少が進む中で、どのように「みどり」を維持していくのかが大きな課題となっています。計画の目標年次令和20年における緑地の整備や保全の目標量は、本市の市街化の状況や緑地の分布等を考慮して右のように定めます。

令和20年(目標年次) における緑地確保		都市計画区域面積 に対する割合	
目標量	概ね 263ha 14.5%	概ね 3,588ha 51.3%	
平成27年緑地量	概ね 263ha 14.5%	概ね 3,588ha 51.3%	

年 次		平成27年	令和10年 (中間年次)	令和20年 (目標年次)
都市計画区域内人口	都市公園	8.1㎡/人	10.8㎡/人	11.9㎡/人
一人当たりの目標水準	都市公園等	19.9㎡/人	23.2㎡/人	25.6㎡/人

■都市公園の誘致圏域と新規整備を検討する区域

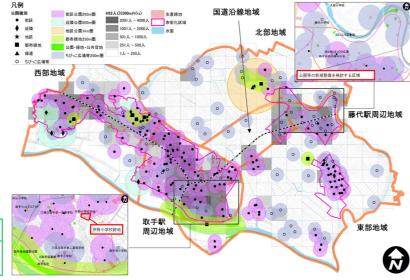
備考)今後、大規模開発等があった場合には、目標水準を見直します。

公園配置計画 現在、市内に配置されている公園は、都市公園法で規定された街区公園、近隣公園、地区公園と、その他ちびっこ広場等の公園があり、これらの公園は、市街化区域を網羅するように分布しており、

概ね充足しているといえます。ただし、公園誘致圏の範囲外となる取手駅東側(井野地区)、藤代駅周辺地域については、本計画の目標年次である令和20年の人口推計によると将来も一定の人口分布が見込まれることから、公園の新規整備が必要であると考えられます。今後は井野小学校跡地の具体の公園施設整備と、藤代駅周辺地域への公園等の整備について検討を進めます。

■都市公園の整備予定事業

対象地	面積	整備予定	
(仮称)井野小学校跡地	1.485(ha)	令和2年以降	



緑化重点地区 緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき「緑の基本計画」に定めることのできる「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。緑化重点地区の基本方針に沿って緑化施策を総合的に講じ、重点的な緑化を推進します。本計画では、健康・医療・福祉・環境機能の充実に主眼を置いた持続可能な中心市街地として再整備事業を実施している取手駅西口周辺地区について、事業に際し、取手市の顔にふさわしい緑豊かな憩いの空間を創出するため、緑化重点地区とします。

緑豊かな公園とうるおいある快適な街なか回遊空間の創出

- ■壁面緑化等の導入及び公開空地における回遊性を高めつつ魅力ある オープンスペースの整備を促進します。
- ■道路空間や沿道建物との調和を図りながら、地域との連携により、 草花等によるうるおいある街路景観を創出します。
- ■公園における良好な緑環境の創出と維持保全及び公共施設や民間 敷地における緑化の推進により、環境に配慮した都市空間を形成 します。

1000年 1000年 **取手駅**1000年 1000年

取手市における 緑を取り巻く課題

取手市における緑の現状を踏ま えた緑を取り巻く課題は、以下の 7つに整理されます。

7 つに整理されます。 取手特有の緑の保全 田園環境の保全 レクリエーションとしての緑の利活用 持続可能な緑環境の確保

市街地内の緑の適正配置

防災に役立つ緑の整備

民有地のみどりの維持・活用・創出

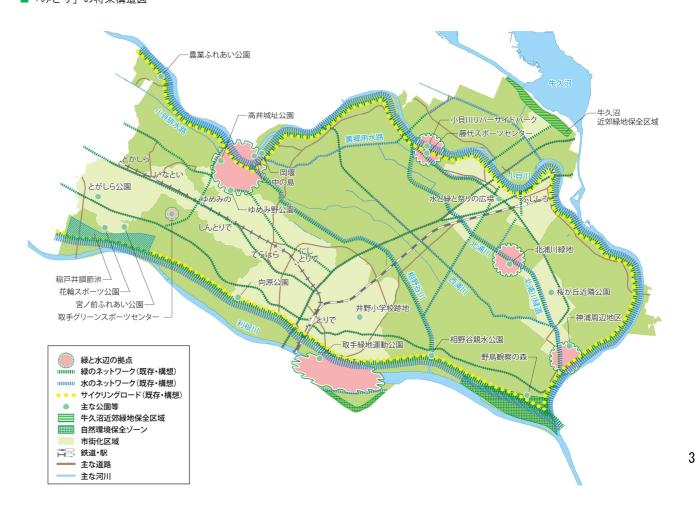


「みどり」の将来像と目標 取手市の都市特性や課題を踏まえ、「みどり」の将来像として「豊かな水と緑を身近に感じることができるまち・とりで」をテーマに「みどり」の保全・整備に取り組みます。

テーマ

豊かな水と緑を身近に感じることができるまち・とりで

■「みどり」の将来構造図



6

「みどり」の将来像を実現するための施策の方向性及び施策の体系を示します

	基本方針	施策の方向性		施策
	【基本方針1】	①緑豊かな河川景観、田園景観の保全	• • • • •	◆施策1 水辺環境の保全 ◆施策2 水辺景観の魅力向上 ◆施策3 田園景観の保全 ◆施策4 都市計画制度を活用した農地の保全 ◆施策5 農地の流動化の検討 ◆施策6 農に参加する機会の創出 ◆施策7 農を通した生活空間の充実 ◆施策8 農地を活かした交流拠点づくり
	取手の原風景である 潤いのある景観を保 全します	②市民緑地、保存樹木・保存樹林等の制度の 活用		◆施策9 地域の特色を活かした緑の保全・形成 ◆施策11 緑地の保存制度の活用 ◆施策12 近郊緑地保全区域の保全
豊か		③斜面林の保全	• • • • •	◆施策13 斜面林の保全 ◆施策14 斜面林保全の優先度評価の実施
かな				
水 と 緑	【基本方針2】 スポーツ・レクリエー ションの場として活	①魅力的な水辺環境の充実と緑地や公園と の一体的な拠点の形成	• • • • •	◆施策15 オープンスペースの確保 ◆施策16 緑の拠点の環境と景観の保全 ◆施策17 歴史と一体となった環境整備 ◆施策18 自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上 ◆施策20 緑と水辺の拠点の景観形成
多り近	用できる緑と水の拠 点およびネットワー クを整備します	②スポーツ・レクリエーションの機能も有す る緑のネットワークの形成		◆施策22 水辺の環境づくり ◆施策23 サイクリングロード未整備区間の整備 ◆施策24 親水緑地の整備 ◆施策25 街路樹の維持・管理
= <u> </u>				
感じる	【基本方針3】 市民のニーズに合わ	①既成市街地内におけるまとまったみどり の保全と質の高いみどりの充実		◆施策26 公園の空白域への公園・緑地等の確保 ◆施策28 大規模工場と住宅地との共生 ◆施策30 市民参加によるみどりの整備の推進・支援
ことが	せて公園・都市緑地を改善・更新します	②必要な箇所への集中的な投資と効率的な 維持管理に向けた公園・都市緑地等の改善・更新		◆施策31 公園施設の長寿命化対策 ◆施策32 公園のバリアフリー化 ◆施策33 緑の適正な維持管理と集客施設の緑化 ◆施策34 ニーズを踏まえた公園整備
で				
きるま	【基本方針4】	①市街地に近接した緑地やオープンスペー スの計画的な整備	• • • •	◆施策35 都市内の緑環境の整備 ◆施策36 市民緑地の整備 ◆施策37 公園・緑地の積極的な整備 ◆施策38 井野小学校跡地の避難場所等への活用
5	■ 防災拠点となる緑を 確保します	②公園や都市緑地における災害時の避難場 所としての機能の維持		◆施策39 防災機能の充実 ◆施策40 多目的機能の確保 ◆施策41 避難場所としての整備
لح الم				
9 0	【基本方針5】 市民や自治会町内会、NP0法人、市民活動団体、事業者との協	①市民や自治会町内会、NPO 法人、市民活動 団体、事業者との協働・連携による公園再 整備や環境にやさしい質の高いみどり豊 かなまちづくりの推進	• • • •	◆施策42 地元との協働・連携による潤いのある都市空間の形成 ◆施策43 緑地等の積極的な保全・管理 ◆施策45 緑化支援制度・助成制度による緑化の推進 ◆施策46 オープンガーデンの検討 ◆施策47 未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくり ◆施策48 緑のカーテンコンクールの実施 ◆施策49 環境学習の支援・推進 ◆施策50 土地所有者間における情報共有の推進 ◆施策51 緑の保全活動の担い手づくり ◆施策52 緑に関するイベントの開催 ◆施策53 市民との協働による緑の地域資源の発掘 ◆施策54 緑に関する情報提供の実施
	働·連携による緑化活 動を推進します	②各種制度の充実や見直し等によるまちな かのみどりの創出		◆施策55 取手市優良緑化施設認定制度

4